

印刷発注明細書兼入札等依頼書(業者用)

原稿作成者所属	議会事務局	
原稿作成者職名	主任主事	
原稿作成者氏名	丹生 瞳	
電話番号	088-621-3010	
メールアドレス	gikaijimukyoku@pref.tokushima.lg.jp	
品名	議会のしおり	
納期限	令和8年5月15日(金)	
印刷の種類	リーフレット	
仕上サイズ	見本のとおり	
印刷区分	タイプ	
数量	1,500部	
品質	表紙	
	本文	見本のとおり
	仕切紙	
印刷面	両面	
製本要領	見本のとおり	
折り方	見本のとおり	
校正	要2回	
施行打合せ	要	
特記事項	仕様書別紙添付	

(仕様)

- (1) 光沢系（ミラー系）の用紙以外にすること。（反射してコードを読み込みません）
紙質・厚さについては見本のとおりとすること。
- (2) 音声コードは Windows で作成されています。
Mac の場合は写真同様の解像度モノクロ 2 階調にて貼付けてください。
- (3) 音声コードに汚れが付着しないように注意して印刷すること。
- (4) 校正紙での音声コードの確認をすること。
- (5) 音声コードはスミ 1c（色）で印刷すること。
- (6) 音声コードの印刷位置
コードの中心位置が印刷物の端から 25mm となるよう配置し、コードの周囲には最低 5mm の余白をつくること。
- (7) 音声コードの横に穴あけパンチで 5mm 程度の半円の切り込みを入れること。
両面の場合は 2カ所（切り込みと切り込みの間は 4mm）に入れること。
- (8) 展開 A4 サイズの巻三つ折りとすること。
- (9) 表紙の文字色は「C100 M86 YO K50」とする。

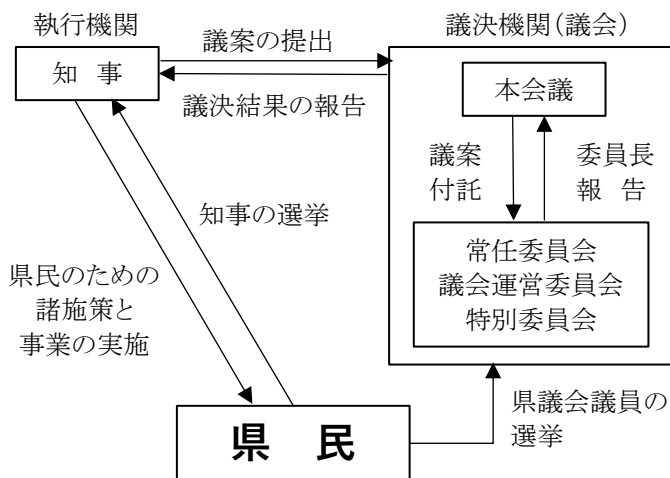
県議会とは

県議会の役割

県議会は、県民の皆さんが選んだ代表者(議員)が集まって、豊かで住みよい徳島県にするために話し合い、条例や予算など県政の基本的な方針を決定する最高意思決定機関であり、議決機関と呼ばれています。

知事などの執行機関は、議会で決められた方針に従って各種の事業を実施し、県議会は、その事業が適正に行われているか調査を行います。

県議会と執行機関は、それぞれの役割を果たしながら、徳島県の発展に努めています。



県議会の傍聴・視聴

県議会の本会議は、公開されており、傍聴することができます。また、常任委員会・特別委員会は、議事堂1階の議会情報コーナーで視聴することができます。それぞれ、開催当日、議事堂1階で先着順に受け付けています。

音声コード

徳島県議会事務局
〒770-8570 徳島市万代町1-1
電話 088-621-3005(代表)

県議会議員

県議会議員は、選挙区ごとに選挙で選ばれています。県議会議員の定数は、現在38人で、選挙区ごとに議員の数が決まっています。

選挙区ごとの議員定数

選挙区	定数	選挙区	定数
徳島	10	三好第一	2
鳴門	3	名西	2
小松島・勝浦	3	那賀	1
阿南	4	海部	2
吉野川	2	板野	4
阿波	2	三好第二	1
美馬	2	計	38

徳島：徳島市及び名東郡、美馬：美馬市及び美馬郡
三好第一：三好市、三好第二：三好郡

議長と副議長

議長・副議長は議員の中から選挙によって選ばれます。議長は本会議の会議の主宰や県議会を代表して国会、政府、知事などとの連絡折衝などに当たります。副議長は、議長が欠けたとき、病気や出張で議長が不在のとき、議長の代理を務めます。

会派

同じ考えをもった議員は、それぞれ会派をつくって活動しています。

議員の会派別構成 令和8年4月1日現在

会派	人数
徳島県議会自由民主党	17
新しい県政を創る会	5
自由民主党県民会議	4
グローバルplus	3
真政会	2
公明党徳島県議団	1
日本共産党	1
護民官	1
元気とくしま	1
日本維新の会	1

表紙写真：
第3回徳島県議会高校生フォトコンテスト 議長賞
『しあわせまけ』 撮影：徳島市立高等学校 稲井 優芽
題字：四国大学文学部書道文化学科学学生作品

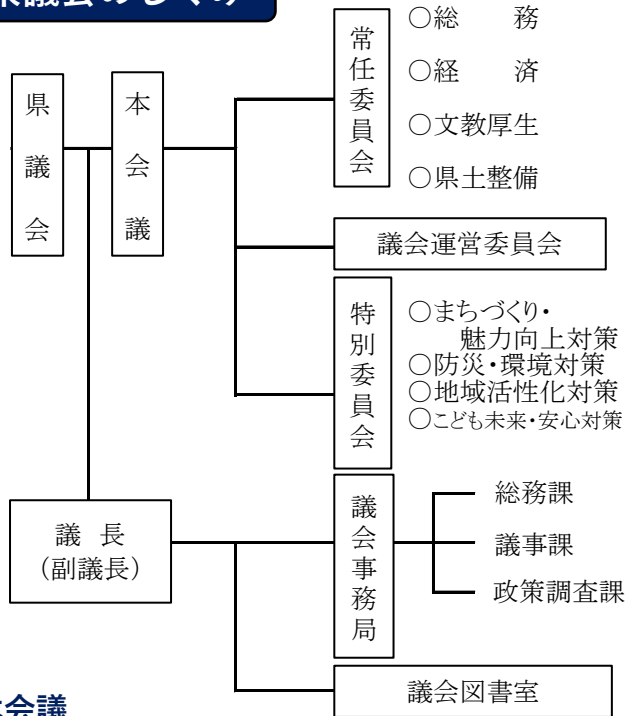
議会のしおり



徳島県議会

※このパンフレットは音声コードを導入しています。

県議会のしくみ



本会議

議員全員で行う会議のことで、本会議を開くためには議員定数(現在38人)の半数以上の出席が必要です。
年に4回(2月・6月・9月・11月)定期的に開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。

委員会

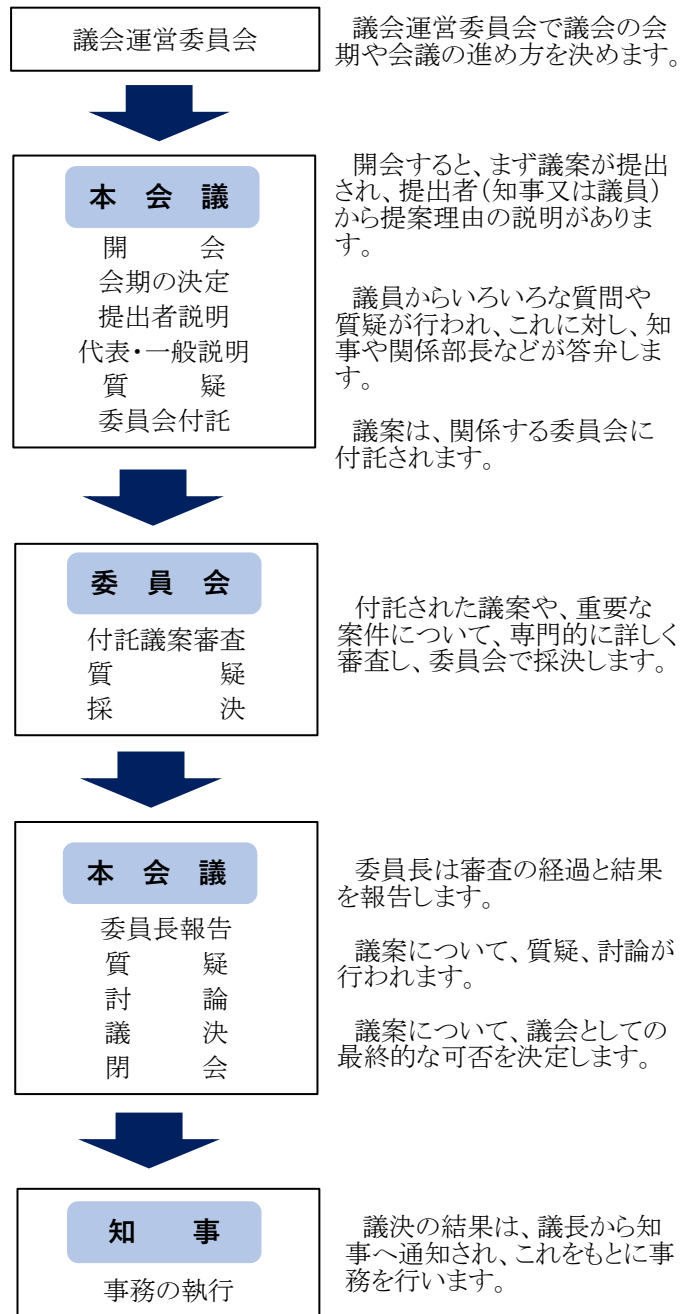
議案やその他必要な事項は、本会議で決定しますが、たくさんの議案を一つ一つ本会議で審議するのは非効率です。
そのため、4つの常任委員会を設けて、専門的にいろいろな面から詳しく審査しています。
また、特に重要な案件があるときは、特別委員会を設けてその特定の事柄を審査します。

議会図書室

議会図書室は議員の調査・研究に資するため設置されています。議員の利用に支障のない限りで、一般の方も閲覧していただけます。

音声コード

本会議の進め方



議会運営委員会で議会の会期や会議の進め方を決めます。

開会すると、まず議案が提出され、提出者(知事又は議員)から提案理由の説明があります。

議員からいろいろな質問や質疑が行われ、これに対し、知事や関係部長などが答弁します。

議案は、関係する委員会に付託されます。

付託された議案や、重要な案件について、専門的に詳しく審査し、委員会で採決します。

委員長は審査の経過と結果を報告します。

議案について、質疑、討論が行われます。

議案について、議会としての最終的な可否を決定します。

議決の結果は、議長から知事へ通知され、これをもとに事務を行います。

県議会の権限

議会は、県政の全ての案件について審議、決定する重要な役目を担っています。その主なものは次のとおりです。

議決権

条例(県政に必要ないろいろな取決め)を定めたり、改めたり、廃止したりすること。予算(県政に必要な収入と支出)を決めること。

選挙権

議会の議長・副議長のほか、選挙管理委員などの選挙を行うこと。

同意権

副知事、教育長、教育委員、人事委員、公安委員、監査委員など県の重要な地位に就く人を知事が任命する場合に同意すること。

調査権

県の仕事が、議会で決められたとおり正しく行われているかどうかを調べるために、事務の内容を調査したり、必要によっては、関係のある人に来てもらって調べたり、意見を聞いたりすること。

意見書提出権

県民の幸福や利益になるような事柄について、県民の声を国政などに反映させるため、国などの関係行政庁に意見書を提出すること。

請願の受理権

県政について皆さんの希望や願いを請願書によって受け、これを十分に審査して適当と認められたものは採択し、その願いが実現するよう知事や教育委員会等の執行機関に送付すること。

請願・陳情

県民の皆さんの要望を県の仕事に生かす方法の一つとして、請願や陳情があります。議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。

音声コード

議会のしおり 徳島県議会

県議会とは

県議会の役割

県議会は、県民の皆さんが選んだ代表者である議員が集まって、豊かで住みよい徳島県にするために話し合い、条例や予算など県政の基本的な方針を決定する最高意思決定機関であり、議決機関と呼ばれています。

知事などの執行機関は、議会で決められた方針に従って各種の事業を実施し、県議会は、その事業が適正に行われているか調査を行います。

県議会と執行機関は、それぞれの役割を果たしながら、徳島県の発展に努めています。

県議会の傍聴・視聴

県議会の本会議は、公開されており、傍聴することができます。また、常任委員会・特別委員会は、議事堂1階の議会情報コーナーで視聴することができます。それぞれ、開催当日、議事堂1階で先着順に受け付けています。

県議会議員

県議会議員は、選挙区ごとに選挙で選ばれています。

県議会議員の定数は、現在38人で、選挙区ごとに議員の数が決まっています。

選挙区ごとの議員定数

徳島選挙区10名、鳴門選挙区3名、小松島・勝浦選挙区3名、阿南選挙区4名、吉野川選挙区2名、阿波選挙区2名、美馬選挙区2名、三好第一選挙区2名、みょうざい選挙区2名、なか選挙区1名、かいふ選挙区2名、板野選挙区4名、三好第二選挙区1名

議長と副議長

議長・副議長は議員の中から選挙によって選ばれます。議長は本会議の会議の主宰や県議会を代表して国会、政府、知事などとの連絡折衝などに当たります。副議長は、議長が欠けたとき、病気や出張で議長が不在のとき、議長の代理を務めます。

会派

同じ考えをもった議員は、それぞれ会派をつくって活動しています。

議員の会派別構成

令和8年4月1日現在

徳島県議会自由民主党 17名

新しい県政を創る会 5名

自由民主党県民会議 4名

グローバルプラス 3名

しんせいかい 2名

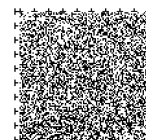
公明党徳島県議団 1名

日本共産党 1名

ごみんかん 1名

元気とくしま 1名

にっぽん維新の会 1名



県議会のしくみ

本会議は、総務、経済、文教厚生、県ど整備の4常任委員会、議会運営委員会、まちづくり・魅力向上対策、防災・環境対策、地域活性化対策、こども未来・安心対策の4特別委員会で構成されています。

議会事務局は、議長、副議長のもと、総務課、議事課、政策調査課の3課で構成されています。

本会議

議員全員で行う会議のことです。

本会議を開くためには議員定数（現在38人）の半数以上の出席が必要です。

2月・6月・9月・11月のねん4回、定期的に開かれる定例会と、必要なときに開かれる臨時会があります。

委員会

議案その他必要な事項は、本会議で決定しますが、たくさんの議案を一つ一つ本会議で審議するのは非効率です。そのため、四つの常任委員会を設けて、専門的にいろいろな面から詳しく審査しています。また、特に重要な案件があるときは、特別委員会を設けてその特定の事柄を審査します。

議会図書室

議会図書室は議員の調査・研究に資するため設置されています。議員の利用に支障のない限りで、一般のかたも閲覧していただけます。

本会議の進め方

まず、議会運営委員会で、議会の会期や会議の進め方を決めます。

開会すると、まず議案が提出され、提出者（知事又は議員）から提案理由の説明があります。議員からいろいろな質問や質疑が行われ、これに対し、知事や関係部長などが、答弁します。

議案は、関係する委員会に付託されます。

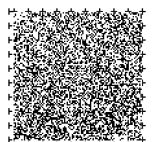
付託された議案や、重要な案件について、専門的に詳しく審査し、委員会で採決します。

本会議を再開し、委員長は審査の経過と結果を報告します。

議案について、質疑、討論が行われます。

議案について、議会としての最終的な可否を決定します。

議決の結果は、議長から知事へ通知され、これをもとに事務を行います。



県議会の権限

議会は、県政の全ての案件について審議、決定する重要な役目を担っています。そのおもなものは次のとおりです。

議決権

条例（県政に必要ないろいろな取決め）を定めたり、改めたり、廃止したりすること。予算（県政に必要な収入と支出）を決めること。

選挙権

議会の議長・副議長のほか、選挙管理委員などの選挙を行うこと。

同意権

副知事、教育長、教育委員、人事委員、公安委員、監査委員など県の重要な地位に就く人を知事が任命する場合に同意すること。

調査権

県の仕事が、議会で決められたとおり正しく行われているかどうかを調べるために、事務の内容を調査したり、必要によっては、関係のある人に来てもらって調べたり、意見を聞いたりすること。

意見書提出権

県民の幸福や利益になるような事柄について、県民の声を国政などに反映させるため、国などの関係行政庁に意見書を提出すること。

請願の受理権

県政について皆さんの希望や願いを請願書によって受け、これを十分に審査して適当と認められたものは採択し、その願いが実現するよう知事や教育委員会とうの執行機関に送付すること。

請願と陳情

県民の皆さんの要望を県の仕事に生かす方法の一つとして、請願や陳情があります。議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。

